

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律〔建築物エネルギー消費性能向上計画〕
(令和7年4月1日より適用)

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 (第3条第1項第5号)					建築物エネルギー消費性能向上計画 変更認定申請手数料(第3条第1項第6号)	
添付	種別	第3条第1項第5号			第3条第1項第6号	
		床面積(㎡)		手数料額	手数料額	
適合証等	住宅	一戸建ての住宅			4,000	左記の金額の2分の1
		一戸建て の住宅以外	～ 300 未満	9,000	左記の金額の2分の1	
			300 以上 ～ 2,000 未満	19,000		
			2,000 以上 ～ 5,000 未満	43,000		
			5,000 以上 ～	78,000		
	非住宅	全建築物	～ 300 未満	9,000	左記の金額の2分の1	
			300 以上 ～ 1,000 未満	16,000		
			1,000 以上 ～ 2,000 未満	26,000		
			2,000 以上 ～ 5,000 未満	78,000		
			5,000 以上 ～ 10,000 未満	124,000		
			10,000 以上 ～ 25,000 未満	157,000		
			25,000 以上 ～	197,000		
	複合建築物		-	一戸建ての住宅以外 ＋ 非住宅	上記の一戸建ての住宅以外の住宅 ＋ 上記の非住宅	
無	住宅	一戸建ての住宅	仕様基準 併用・計算	～ 200 未満	17,000	左記の金額の2分の1
				200 以上 ～	18,000	
			仕様基準	～ 200 未満	24,000	左記の金額の2分の1
				200 以上 ～	27,000	左記の金額の2分の1
				～ 200 未満	33,000	左記の金額の2分の1
		一戸建ての住宅以外	仕様基準	200 以上 ～	37,000	左記の金額の2分の1
				～ 300 未満	32,000	左記の金額の2分の1
				300 以上 ～ 2,000 未満	55,000	
				2,000 以上 ～ 5,000 未満	101,000	
			仕様併・計算	5,000 以上 ～	153,000	
				～ 300 未満	49,000	
				300 以上 ～ 2,000 未満	84,000	
				2,000 以上 ～ 5,000 未満	146,000	
			性能基準	5,000 以上 ～	214,000	左記の金額の2分の1
				～ 300 未満	67,000	
				300 以上 ～ 2,000 未満	112,000	
				2,000 以上 ～ 5,000 未満	192,000	
				5,000 以上 ～	275,000	
	非住宅	全建築物	モデル建物法	～ 300 未満	85,000	左記の金額の2分の1
				300 以上 ～ 1,000 未満	108,000	
				1,000 以上 ～ 2,000 未満	143,000	
				2,000 以上 ～ 5,000 未満	231,000	
				5,000 以上 ～ 10,000 未満	302,000	
				10,000 以上 ～ 25,000 未満	363,000	
				25,000 以上 ～	426,000	
			モデル建物法以外	～ 300 未満	223,000	
				300 以上 ～ 1,000 未満	279,000	
				1,000 以上 ～ 2,000 未満	361,000	
				2,000 以上 ～ 5,000 未満	515,000	
				5,000 以上 ～ 10,000 未満	635,000	
				10,000 以上 ～ 25,000 未満	750,000	
				25,000 以上 ～	856,000	
				複合建築物		
備考	○法第29条第1項又は第31条第1項の規定に基づき、複数の建築物を合わせて一の申請で申請をする場合は、一の建築物ごとに上記金額を適用し、金額を合算する。					
	○共同住宅における一次エネルギー消費量の算出について、共用部分を計算しない評価方法(基準省令第14.条第2項第2号)とする場合は、延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を床面積とする。					
	○法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出をする場合は、上記の金額に山梨県建築基準法施行条例別表第二第一号及び別表第二第二号の金額を加算する。					
	○「仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下「基準省令」という。)第10条第二号イ(2)及びロ(2)によるものをいう。					
	○「性能基準」とは、基準省令第10条第二号イ(1)及びロ(1)によるものをいう。					
	○「モデル建物法以外」とは、基準省令第10条第一号イ(1)及びロ(1)又は同号ただし書によるものをいう。					
	○「モデル建物法」とは、基準省令第10条第一号イ(2)及びロ(2)によるものをいう。					
	○「適合証等」とは、次に掲げるものをいう。					
	①登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が作成した技術的審査適合証					
	②設計住宅性能評価書(断熱等性能等級5、等級6、又は等級7及び一次エネルギー消費量等級6に適合しているものに限る。)の写し					